

環境保全対策特別委員会 報告書

平成 1 6 年 2 月

環境保全対策特別委員会

目 次

	頁
はじめに	1
委員会の活動状況	2
地球温暖化対策の推進に向けた課題と提言について	5
1 温室効果ガスの削減対策について	6
(1) 推進に向けた意識の醸成について	6
(2) エネルギー対策の推進について	7
(3) 森林による吸収源対策について	8
(4) 循環型社会の推進について	9
2 パートナーシップの確立について	11
(1) 地球温暖化防止活動推進センターとの連携による推進について	11
(2) とちの環県民会議との連携による推進について	11
(3) 地域レベルでの取組の推進について	12
おわりに	13
委員会委員名簿	14
調査関係部課	14

はじめに

私たちが、長年にわたって追求してきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、最終処分場のひっ迫などの廃棄物問題を生じさせるとともに、地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球規模での環境問題を生じさせている。

とりわけ、地球温暖化の問題は、気温の上昇や海水面の上昇など様々な影響をもたらしており、私たち人類の生存基盤さえも脅かしかねない深刻な環境問題であるとともに、環境の世紀と言われる21世紀において早急に取り組まなければならない重要な課題である。

このような状況を踏まえ、国際社会では、1997年の温暖化防止京都会議において、先進国に数値目標を設定した京都議定書を採択したところであり、議定書の発効が近々に予定されていることから、我が国としても、1990年比で6%の温室効果ガスの削減を目指して、国を挙げて真剣に地球温暖化対策を推進する必要がある。

このためには、省エネルギーへの取組や新エネルギーの導入などエネルギー需給両面の対策を中心とした二酸化炭素の排出削減対策や吸収源対策について検討する必要がある。

さらに、県民、事業者、行政それぞれが各々の役割を認識し、主体的に環境保全活動を実践するとともに、パートナーシップの強化によって地域レベルでの活動を展開することが不可欠であることから、推進体制のあり方についても検討する必要がある。

本委員会では、「地球温暖化対策への取組及び推進体制のあり方について」を重点テーマに掲げ、本県の実状に応じた地球温暖化対策の推進方策について、積極的に調査・研究活動を行ってきたところである。

この報告書は、これらの課題について、本委員会の1年間の調査活動の結果を取りまとめたものである。

委員会の活動状況

1 平成15年5月21日(水)

〔第1回委員会 臨時会中〕

- (1) 第271回臨時会において、本委員会が設置され、委員が選任された。

正副委員長の互選の結果、委員長に栗田城委員が、副委員長に山田美也子委員が選任された。

- (2) 閉会中の継続調査事件として、次の1件を議長に申し出、議決された。

・環境保全対策の推進に関する調査研究について

2 平成15年6月2日(月)

〔第2回委員会 閉会中〕

- (1) 委員席を決定した。

- (2) 重点テーマを次のとおり決定した。

・地球温暖化対策への取組及び推進体制のあり方について

- (3) 年間活動計画を決定した。

3 平成15年6月25日(水)

〔第3回委員会 定例会中〕

- (1) 地球温暖化対策の現状と課題について、環境政策課長の説明を受け、質疑を行った。

- (2) 本県の地球温暖化対策の現状について、環境政策課長の説明を受け、質疑を行った。

4 平成15年7月30日(水)

〔第4回委員会 閉会中〕

- (1) 吸収源としての森林の役割と課題について、造林課長の説明を受け、質疑を行った。
- (2) 本県における森林整備について、造林課長及び林業振興課長の説明を受け、質疑を行った。

5 平成15年9月2日(火)～3日(水)

〔第5回委員会 閉会中〕

- (1) 北海道札幌市の(財)北海道環境財団を訪問し、環境サポートセンター及び地球温暖化防止活動推進センターの事業概要について関係者から説明を受け、併せて施設調査を行った。
- (2) 北海道札幌市の札幌駅南口開発(株)を訪問し、JRタワーの環境対策について関係者から説明を受け、併せて施設調査を行った。

6 平成15年10月1日(水)

〔第6回委員会 定例会中〕

- (1) 温室効果ガスの削減対策について、環境政策課長の説明を受け、質疑を行った。
- (2) パートナーシップの確立について、環境政策課長の説明を受け、質疑を行った。

7 平成15年11月25日(火)

〔第7回委員会 閉会中〕

地球温暖化防止対策における課題等について、総括討議を行った。

8 平成15年12月9日(火)

[第8回委員会 定例会中]

報告書(案)について、検討を行った。

地球温暖化対策の推進に向けた課題と提言について

県では、平成12年に「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温暖化の原因となる温室効果ガスの削減目標を定めるとともに、県民、事業者、行政が取り組むべき行動指針を示したところであるが、依然として温室効果ガスの排出量が増加傾向にあることから、今後策定される国の「京都議定書目標達成計画」を踏まえながら、本県の削減目標や推進方策について検討するなど、「地球温暖化対策地域推進計画」の見直しが必要と考える。

また、平成15年7月15日に、地球温暖化対策の拠点となる「栃木県地球温暖化防止活動推進センター」として、(財)栃木県環境技術協会を指定したところであり、今後は、温暖化防止活動に関する県民への啓発や情報の提供、さらには地球温暖化防止活動推進員の育成・支援など、地球温暖化防止活動推進センターと連携を図りながら、地球温暖化対策を推進することが重要と考える。

さらに、同年11月22日には、県民、事業者、行政がパートナーシップを図りながら、地球温暖化対策の推進や循環型社会の構築などの環境保全活動について、県民総ぐるみで取り組む「とちの環県民会議」が設立されたところであり、この県民会議の活動を通して、省エネルギー型のライフスタイルへの転換を図るとともに、全県的な県民運動として継続的に取り組を進めることが重要と考える。

なお、地球温暖化対策の推進をより実効あるものとするためには、県民一人ひとりが温暖化問題を正しく理解し、それぞれが主体的に省エネルギー対策に取り組むとともに、県民・事業者・行政が連携を図りながら、地球温暖化対策の推進に向けた意識の醸成に努めることが肝要と考える。

このため、環境保全対策特別委員会として、課題、提言を次のとおり取りまとめたところである。

1 温室効果ガスの削減対策について

(1) 推進に向けた意識の醸成について

地球温暖化対策を推進するためには、県民一人ひとりが温暖化問題を正しく理解することにより、これまでのライフスタイルを環境に配慮したものに転換する必要がある。

また、県民一人ひとりが省エネルギー対策に取り組むとともに、県民・事業者・行政が連携を図りながら、地球温暖化対策の推進に向けた意識の醸成に努めることが必要である。

ア 環境教育の充実・強化

温暖化防止に向けた意識の醸成にあたっては、環境教育が極めて重要であることから、環境学習プログラムを活用した環境教育を一層充実するとともに、各年齢層に応じた環境教育の展開を図るなど、環境教育の充実・強化が必要である。

特に、幼児期における環境教育は、意識の醸成に極めて有効であるため、積極的に推進する必要がある。

幼稚園及び保育園における環境教育の実施

義務教育課程における環境教育カリキュラムの必修化

体験学習、ボランティア活動を通じた環境教育の充実

ビデオ、DVDなど視覚教材を活用した地球温暖化対策の啓発

イ 学習機会の提供

県民の温暖化問題に対する意識の高揚を図るためには、様々な機会を活用して普及啓発に努めるとともに、各種の環境学習施設のネットワーク化、データベース化によって県民に対し積極的に情報を提供するなど、県民に対する温暖化問題に関する学習機会の充実が必要である。

各種マスメディアとの連携による普及啓発の充実

環境保全活動に取り組むNPO法人等との連携による情報の提供

出前講座やシルバー大学等における温暖化問題をテーマとした講演の実施

(2) エネルギー対策の推進について

石油危機以降においても、新たな機器の普及やより快適なライフスタイルを求める国民のニーズによって、機器の保有台数の増加や使用時間、使用条件が変化し、エネルギー需要が増加している。

温暖化問題は、エネルギー問題と密接な関係があることから、省エネルギー型のライフスタイルの実践を図ることが必要である。

ア 県庁における率先的な取組の推進

県内における地球温暖化対策の推進機関であるとともに、大規模事業者である県自らが庁舎での節電対策、節水対策、その他エネルギー対策を率先的に実行することが必要である。

また、太陽光発電などの新エネルギーの導入やクリーンエネルギー自動車の導入を積極的に推進する必要がある。

目標値の検討など「県庁環境保全率先実行計画」の見直し

新庁舎や県営住宅における省エネルギー対策の実施

新庁舎や県有施設への太陽光発電の積極的な導入

県が所有する公用車を計画的にクリーンエネルギー自動車へ転換

市町村の率先実行計画策定に対する助言・指導

イ エネルギー対策としての施策の展開

地球環境フェアやグリーンフェア、住宅フェアなど各種イベントを活用し、温暖化防止の必要性について啓発に努め、県民が省エネルギー型のライフスタイルへと転換を図るよう誘導する必要がある。

また、温暖化の主たる要因である二酸化炭素の排出量を極力抑制するため、13年度に策定した「新エネルギービジョン」に基づき、県民に対して太陽光発電やバイオマスエネルギーなど新エネルギーの導入を促進するとともに、クリーンエネルギー自動車の導入促進や公共交通機関の利用促進などの地球温暖化対策を積極的に推進する必要がある。

エコテックとちの環等イベントを活用した省エネルギー型商品の P R

住宅フェア等におけるエコハウスの P R

県内の研究機関や企業との連携による技術研究と製品開発の推進

地球温暖化防止活動推進員による地球温暖化対策診断の実施

オフィスビルや商業施設等の新築・増改築時における省エネルギー対策の指導

地域冷暖房システムの導入の促進

ウ 議会における率先的な取組の推進

地球温暖化対策を推進するためには、県民一人ひとりが主体的に取り組むことが必要であるとともに、県民、事業者、行政が連携を図りながら一体的に推進することが不可欠であり、県民の代表である議会としても取組を積極的に推進する必要がある。

議会棟における夏 2 8 、冬 2 0 の設定温度の実践

ノーネクタイ等軽装による議会活動の実践

議員によるバス鉄道利用の率先垂範

議長車など議会所管の公用車のクリーンエネルギー自動車への転換

地域や講演会等における普及啓発の実践

(3) 森林による吸収源対策について

森林は、木材の供給源、水資源のかん養、自然環境の保全等の多面的な機能を有するとともに、二酸化炭素の吸収源としての役割も果たしている。

森林は、成長の過程で二酸化炭素を吸収・貯蔵し、伐採後も木材として利用されることで、長期に炭素を貯蔵するはたらきを有する。

また、木材を建築資材や熱源などに利用することによって、化石燃料の使用削減にもつながり、地球温暖化対策を推進する上で極めて有効である。

このため、本年度からスタートした国の「地球温暖化防止森林吸収源 1 0 力年対策」に即して、広く県民の理解と協力を得ながら、健全な森

林の整備や木材の利用促進に積極的に取り組んでいくことが重要である。

ア 森林の整備・保全

森林所有者や林業・木材産業関係者、更には市町村や一般県民などと連携を図りながら、人工林における緊急の課題である間伐を推進するなど、森林の保全・育成を図ることが必要である。

植林や間伐など森林整備の推進

保安林等の適切な管理・保全

県民参加の森林づくり

イ 木材資源の活用

多くの県民が木材に触れ、木材の良さを体感し、人と環境にやさしい木材の特性を広く理解してもらうことが重要である。

このため、木の良さを知って使ってもらう「とちぎ木の県推進運動」を一層展開するとともに、木材利用の主要をなす木造建築をさらに推し進めていくこと等が必要である。

県産出材を使った公共施設や一般住宅の木造・木質化の推進

木質バイオマス利用の推進

(4) 循環型社会の推進について

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、廃棄物の増加や環境への負荷をもたらすとともに、化石燃料の大量消費による二酸化炭素の排出量の増加をもたらし、温暖化の大きな要因となっている。

このため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を基本理念とした循環型社会の構築を推進することが必要である。

ア リサイクルの推進

製造業者・流通業者・販売業者の連携による資源ごみの回収ルート

構築を促進するとともに、公共事業における建設廃棄物のリサイクルや再生品の利用を推進する必要がある。

事業者による地域循環モデルの取組に対する支援

県の工業団地へのリサイクル施設の誘致

グリーン購入・調達について工事仕様書への明記

イ バイオマスエネルギーの活用

木質資源や食品廃棄物、家畜ふん尿などのバイオマス資源は、再生可能な資源であるとともに、化石資源の消費を抑制し、二酸化炭素の排出量を低減するなど、温暖化対策においても極めて有効な資源であるため、堆肥化を推進するとともに、エネルギーとしても活用することが必要である。

建設発生木材等木質資源のサーマルリサイクルの推進

生ごみや食品廃棄物によるバイオマスエネルギーの公共施設等での活用

家畜ふん尿によるバイオマスエネルギーの園芸農家での活用

2 パートナーシップの確立について

地球温暖化対策を推進するにあたっては、県民、民間団体、事業者、行政それぞれが、その役割に応じた取組を展開するとともに、各主体が相互に連携・協力するパートナーシップを確立する必要がある。

このためには、各主体が一堂に会し、交流を通して環境保全に向けた調査研究、情報の提供などの活動を担う体制の整備が必要である。

(1) 地球温暖化防止活動推進センターとの連携による推進について

地球温暖化対策の推進拠点であるセンターの活動を通して、県民への啓発や情報提供、さらには地球温暖化防止活動推進員の育成・支援など、地球温暖化対策を積極的に推進し、県民一人ひとりの自発的な取組を促すとともに、各種団体に対して温暖化問題を啓発する必要がある。

地球温暖化防止活動推進センターによる広報活動等の実施

テレビやラジオ、新聞等による県民に対する普及啓発

地球温暖化防止活動推進員の育成及び活動に対する支援

地球温暖化防止活動推進員による地球温暖化対策診断の推進

駅や市街地におけるサテライト（情報提供窓口）の設置による情報提供

地球温暖化防止活動推進センターに対する財政的支援

(2) とちの環県民会議との連携による推進について

消費者団体、民間団体、事業者、行政が一体となって地球温暖化防止対策や循環型社会の構築などの環境保全活動を推進する「とちの環県民会議」の活動を通して、県民一人ひとりの省エネルギー型のライフスタイルへの転換を図るとともに、全県的な県民運動として継続的に取組を進める必要がある。

情報誌の発行による会員に対する普及啓発

県民、民間団体、事業者、行政の連携による地球温暖化対策の推進

とちの環県民会議の活動による全県運動として展開

(3) 地域レベルでの取組の推進について

広域健康福祉センター、地球温暖化防止活動推進員、市町村、事業者、住民等によるパートナーシップを確立し、地域レベルでの地球温暖化対策を推進する必要がある。

広域健康福祉センターを拠点とした地域活動の推進

地球温暖化防止活動推進員との連携による地球温暖化対策の推進

市町村との連携による地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策地域協議会との連携による地球温暖化対策の推進

おわりに

本委員会としては、地球温暖化対策への取組及び推進体制のあり方について幅広く調査・検討を行ってきたところであるが、地球温暖化の問題を解決するにあたっては、県民、民間団体、事業者、行政が地域における有機的連携を強化し、それぞれの役割に応じて総力を挙げて地球温暖化対策に取り組むことが不可欠である。

また、国の環境白書にも謳われているように、地域全体としてより良い環境を創っていこうという取組意識や能力（地域環境力）を高め、県民一人ひとりが取組の主人公であるという自覚を持ち、日常生活や地域社会の中で自発的に、地球温暖化対策に取り組めるような施策展開をすることが重要である。

県においては、今後策定される国の「京都議定書目標達成計画」を踏まえ、本県の温室効果ガス削減目標や推進方策などを定めた「地球温暖化対策地域推進計画」を見直すこととなる。

見直しにあたっては、本委員会における委員の意見や報告書の提言を十分に尊重するとともに、県内の温室効果ガスの排出実態と排出特性を踏まえた県の施策と、県民、民間団体、事業者、行政の各主体が地球温暖化防止に向けた取組を実践する際の行動指針を具体的に示し、本県における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくための計画とするよう強く望むものである。

結びに、地球温暖化の問題が一日も早く解決されるよう執行部の積極的な取組を期待して止まない次第であり、課題解決に向けた施策の展開には県議会としても最大限の協力・支援を惜しまないことを申し添える。

委員会委員名簿

環境保全対策特別委員会

委員長	栗田城
副委員長	山田美也子
委員	上野通子
委員	櫛淵忠男
委員	五月女裕久彦
委員	花塚隆志
委員	早川尚秀
委員	佐藤栄
委員	小高猛男
委員	神谷幸伸
委員	螺良昭人
委員	木村好文

調査関係部課

生活環境部 環境政策課